

2021年度

**事業計画書
収支予算書**

(2021年4月1日～2022年3月31日)

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会

2021年度事業計画書

〔 自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日 〕

最近の景況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、インバウンドの急減、サプライチェーンを通じた供給制約による生産の滞り、国内の経済社会活動の抑制や主要貿易相手国における経済活動停止に伴う輸出の大幅な減少など日本経済に甚大な影響をもたらしています。

一方、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進展など日本の社会構造が抱える課題を背景に、経営者の後継者不足や人手不足など、直面する課題は年々深刻化しております。

さらには、私たちの生活やビジネスの様式も大きく変化し、これまで当たり前と思っていた人と人との関わり方も対面での対応が制約され、Web会議システムの導入、テレワークの拡大、オンラインでの商談など、新たな様式への社会変化が加速しています。

こうした社会変化に対応し、中小企業・小規模事業者を取り巻く課題を解決するために、中小企業庁では、本年も引き続き、万全の資金繰り対策による事業の継続と、感染拡大防止への対応との両立を図ることとされております。加えて、ポストコロナに向けてビジネスモデルや事業を再構築させていくことも重要な課題となっているとされております。

当協会といたしましても、都道府県中小企業振興機関（以下「県協会」という。）との連携をより密にし、新たなビジネス様式に合わせオンラインとリアルとの併用など、新たな取組を取り入れつつ、地域の中小企業・小規模事業者に対する支援に全力であたってまいりたいと考えております。

こうした基本的認識の下、当協会は2021年度においては、県協会の支援事業の円滑な実施をサポートする事業を中心に、以下の事業に重点的に取り組んでまいります。

1. 「都道府県中小企業振興機関との連携、円滑な事業実施をサポートする事業」として、
 - (1) 「下請かけこみ寺事業」（相談及びADR業務）については、新たにオンラインでの相談を希望される相談者に対応できる体制を整備するなど相談業務の充実に取り組みます。また、下請振興基準の「5重点課題」の把握、きめ細かな相談内容の分析、変化の検証し中小企業庁に報告するとともに、相談員に必要な知識の修得を支援し適切なアドバイスを心掛けるなど相談者が相談しやすい環境づくりに取り組みます。
 - (2) 「取引あっせん事業」については、新たにオンラインを活用した販路開拓を支援できるWeb上の基本ベースを新たに契約し、県協会でも利用できる環境を整備することで、オンラインとリアルとの併用によるハイブリッド形式などによる新規取引先の開拓支援などに取り組んでまいります。
 - (3) 「設備貸与等関連事業」については、新制度になって7年目を迎える小規模企業等設備貸与事業の利用者である小規模企業等の利便性の更なる向上を目指すため、連絡会議を設けて、同事業の諸課題等について意見交換を行うとともに、関連施策情報などを適宜提供してまいります。
 - (4) 「人材育成等事業」については、県協会職員向けに「公益法人の会計及び税務に関する

る研修」及び「債権管理研修」を、県協会役員等を対象に「政策研修会」等を、オンライン方式を効果的に組み入れ効率的に実施してまいります。また、中小企業の情報化を支援する者や経営者等を対象に「情報化促進セミナー」、全国の市区町村や地域金融機関など広く中小企業支援に携わる担当者を対象に「中小企業活性化担当者研修会」等については、オン・デマンド配信で開催することにより、より多くの方に受講いただける環境整備に取り組んでまいります。

(5)「中小企業施策情報提供事業」については、県協会が実施する支援事業に有益な情報を収集、加工し提供する「Pick Up News」を定期的（月1回）に発行するなど、迅速かつ的確な情報の提供、広報に努めてまいります。

(6)「国等への提案要望活動事業」については、県協会からの要望等を踏まえ、国等への事業の見直し、予算の確保等の提案要望活動を実施してまいります。

2. 「地域中小企業の活性化に資する事業」として、

独立行政法人中小企業基盤整備機構から助成を受け造成する基金を活用し、下請中小企業・小規模事業者等活性化調査研究等事業及び中小企業地域資源活用等促進事業を実施してまいります。

中小企業地域資源活用等促進事業においては、新たにオンラインを活用した販路開拓を支援できるWeb上の基本ベースを新たに契約し、県協会での新たな取引あっせんや地域資源を活用した新商品等の販路開拓支援に利用できる環境を整備し、オンラインとリアルの併用などハイブリッドな販路開拓を支援してまいります。

3. 都道府県中小企業振興機関との連携・協力体制の充実について

当協会と県協会との連携・協力体制を更に充実させるため、引き続きブロック別連絡会議等での意見交換、情報交換を通じて検討を深めてまいります。

以上の事業を通じて、当協会と県協会との連携・協力関係の強化を図るとともに、各協会が実施する支援事業の円滑な実施に資する支援を実施してまいります。

I. 都道府県中小企業振興機関（以下「県協会」という。）との連携、円滑な事業実施をサポートする事業

当協会は、県協会と連携し、円滑な事業実施をサポートするため、以下の事業を行ってまいります。

1. 取引適正化関連事業

（1）下請かけこみ寺事業（相談及びADR業務）〔中小企業庁受託事業〕

中小企業の取引に関するさまざまな悩みに対応するための相談及びADR業務として、下請代金支払遅延等防止法等関係法令や中小企業の取引問題に知見を有する専門家が、中小企業・小規模事業者の取引に関する相談に応じる「下請かけこみ寺」を県協会に、「下請かけこみ寺本部」を当協会にそれぞれ設置し、相談業務を行います。また、台風、豪雨関連や消費税転嫁等に関する相談も受け付けます。なお、法律的な助言が必要な場合には、相談者の所在地の最寄りの弁護士が直接、面談で相談者の相談に応じる弁護士無料相談を実施してまいります。

本年度においては、相談者の利便性を向上するため、新たにオンラインによる相談ができる体制の整備に取り組みます。また、新たに取引適正化に向けた重点課題の一つである知的財産権・ノウハウの保護について、令和2年度にとりまとめた「知的財産ガイドライン」、「契約書のひな形」に関する相談についても、対応できる体制整備に取り組みます。

引き続き、一般相談ダイヤルと消費税に関する専用のフリーダイヤルの2回線を用意するとともに、Web、メールでの相談受け付けや、相談者が身近な場所で相談が行える弁護士相談会を能動的に実施するなど、相談利用者の利用満足度の向上に努めてまいります。

下請かけこみ寺本部では、中小企業が抱える取引に係る紛争について裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、迅速かつ簡便に解決する調停手続を行ってまいります。

更に、中小企業庁と連携し、下請事業者等へのリーフレット配布や新聞広告による本事業の広報・普及促進を図ってまいります。

下請かけこみ寺相談員等のスキルアップを図るため、具体的な相談事例等を中心とした研修を年2回実施し、相談員等の資質向上に努めてまいります。また、各経済産業局のブロックごとに、下請かけこみ寺相談員及び県協会の相談対応者と中小企業庁、各経済産業局及び公正取引委員会事務局等の担当者が参加する情報連絡会議を開催し、管内の相談状況や相談対応等についての意見交換を行うなど相談員等の情報共有の向上に努めてまいります。

（2）下請取引の適正化推進のためのセミナー等の実施（有料セミナー）〔自主事業〕

発注企業の資材等調達部門の担当者を対象に、下請代金支払遅延等防止法等関係法令の習得及び周知を内容とした「下請法セミナー」については、少人数での座学受講とオンライン受講が選べる「下請法セミナー（少人数制）」（15回程度）、東京、大阪、名古屋で多人数を集めた大規模セミナー（4回程度）を開催するなど、受講者ニーズに対応したセミナーの実施に努めてまいります。なお、下請代金支払遅延等防止法等関係法令を熟知し、下請取引実態に精通した講師を起用して、きめ細かな講義

を行ってまいります。

また、個々の発注企業等の希望に沿った講義を行うために、下請代金支払遅延等防止法に係る企業内研修会や団体等が開催する講習会等に講師の派遣（出前講義）を行ってまいります。出前講義につきましても、座学とオンラインを選択いただける形での実施に努めてまいります。

上記のセミナーや出前講義を積極的に活用していただくために過去の参加企業や関係団体に周知してまいります。

（３）保有する図書の有効活用〔自主事業〕

下請法セミナーで使用するテキスト『実践！ 下請法（取引の根幹をなす下請法及び下請振興法を詳解、関係法令や下請法勧告一覧など収録）』を広く企業等に有料で頒布するとともに、出前講義の教材などへの有効活用に努めてまいります。

２．取引あっせん事業

（１）オンラインを活用した販路開拓支援事業〔中小企業地域資源活用等促進事業〕

オンラインを活用した販路開拓を支援できる Web 上の基本ベースを新たに当協会がサービス提供先と契約し、県協会に提供し、利用できる体制を整備してまいります。

併せて、この基本ベースの利用とリアルで開催する商談会を有効に組み合わせることで、これまでの広域商談会をオンラインとリアルのハイブリッドな新たな取引あっせんとして実施できるよう中小企業地域資源活用等促進事業の支援助成事業（リアル商談会の開催経費など）で支援してまいります。

県協会では、当協会の提供する Web 上の基本ベースを使って、商談に必要な受発注企業の基本情報の登録支援から当事者間での Web 面談による商談の実施など、一連のオンラインを活用した商談事業に取り組んでいただけます。また、この Web 上の基本ベースの中で、よりマッチング率を上げるための、例えば、企業紹介動画作成等に必要なハンズオン支援専門家の派遣費用を当協会が一定額を負担し、オンラインを活用した販路開拓支援を促進してまいります。

（２）情報連絡会議の開催〔自主事業〕

県協会のあっせん担当職員・専門調査員等が参加する情報連絡会議を開催し、商談会を実施する上での課題等を情報共有するとともに課題解決のための具体的なかつ実効的な改善・工夫の方策を討議してまいります。

３．設備貸与等関連事業

（１）小規模企業者等設備貸与事業に関する情報提供事業

小規模企業者等設備貸与事業の実施に参考となる国などの情報や事業実績を毎月定期的に「設備貸与マンスリー」により情報提供してまいります。

また、県協会が事業利用者に対して毎年実施している「貸与設備利用状況調査」の調査結果データを当協会が収集・取りまとめ、調査報告書として県協会に情報提供してまいります。

（２）小規模企業者等設備貸与事業の広報・相談事業

県協会からの事務処理上の問い合わせや要望等に対して適切に対応するとともに、引き続き事業の普及に努めてまいります。

(3) 小規模企業者等設備貸与事業に係る連絡会議

貸与機関を対象とした連絡会議を開催し、事業に関する諸課題についての意見交換や実務的な観点からの情報交換等を行い、利用者である小規模企業者等の利便性の更なる向上や県協会の事業運営の適正化及び円滑化に資するよう努めてまいります。

4. 人材育成等事業

(1) 県協会職員向け研修会の開催

県協会職員の資質向上を図ることを目的に「公益法人の会計及び税務に関する研修」及び「債権管理研修」をオンラインで実施してまいります。コロナの終息状況を見極め、県協会のニーズを踏まえ、リアルでの研修会の開催も検討してまいります。

① 公益法人の会計及び税務に関する研修

公益法人会計基準に基づいた会計処理及び公益法人としての税務（消費税等）についての基礎的な知識の修得により県協会の会計処理及び税務事務の適正化及び円滑化に資することを目的に研修会を実施してまいります。

② 債権管理研修

債権管理業務を実施していく上で必要な債権管理・回収のノウハウについて、業務担当者の知識の習得を図り、その後の債権管理業務がより適切・円滑に実施されることを目的として実施してまいります。

(2) オーダーメイド型研修の開催

県協会職員のより一層のレベルアップを図るため、各県協会のニーズに沿ったテーマを選定し、中小企業大学校東京校と連携し、研修を実施してまいります。

(3) 政策研修会の開催

県協会の役員等を対象に、中小企業庁の施策担当責任者等との中小企業支援事業に関する質疑、要望等を行うなど情報交換、意見交換を行う「政策研修会」、県協会の役職員に対する各種表彰等を実施してまいります。

(4) 中小企業情報化促進セミナーの開催

中小企業の経営者、中小企業の情報化促進支援担当者、県協会の職員等を対象に、中小企業の情報化支援に係る情報リテラシーの向上を図ることを目的に「情報化促進セミナー」をオン・デマンド配信で実施し、より多くの方に受講いただける環境整備に取り組んでまいります。

(5) 中小企業活性化担当者研修会の開催

全国の市区町村や地域金融機関など広く中小企業支援に携わる担当者を対象に、中小企業支援策や支援ノウハウ等の修得と参加機関職員間のネットワークの形成を目的に「中小企業活性化担当者研修会」をオン・デマンド配信で実施し、より多くの方に受講いただける環境整備に取り組んでまいります。

5. 「中小企業施策等情報提供事業」

「Pick Up News」を定期的（月１回）に発行し、国等の中小企業・小規模事業者関連施策情報をはじめ、取引振興、設備貸与事業や中小企業経営のＩＴ化に関する情報等、当協会の事業の進捗状況、県協会のイベント情報など、県協会の事業運営等に関する情報等を掲載し、迅速かつ的確な情報の提供、広報に努めてまいります。

また、県協会において実施している各種中小企業・小規模企業支援事業の内容等について取りまとめを行い、実施事業一覧を作成し「都道府県中小企業振興機関中小企業支援施策情報ガイドブック」として県協会に情報提供してまいります。

6. 「国等への提案要望活動事業」

県協会からの要望等を踏まえ、国等への事業の見直し、予算の確保等の提案、要望を実施してまいります。

Ⅱ. 地域中小企業の活性化に資する事業〔独立行政法人中小企業基盤整備機構からの基金助成事業〕

独立行政法人中小企業基盤整備機構からの助成金で造成する基金を活用し、地域の中小企業・小規模事業者等の活性化に資するために、以下の事業に取り組んでまいります。

1. 下請中小企業・小規模事業者等活性化調査研究等事業

- ① 下請の中小企業・小規模事業者等の活性化に資する調査・研究については、規模別・業種別の中小企業の経営課題に関する調査を実施し、平成２７年度調査との比較検証等を実施してまいります。
- ② 大企業と中小企業が、サプライチェーン全体の共存共栄、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」を公開するポータルサイトの運営と取り組みの啓発普及のための調査を実施してまいります。

2. 中小企業地域資源活用等促進事業

新たにオンラインを活用した販路開拓を支援できるWeb上の基本ベースを新たに契約し、県協会での新たな取引あっせんや地域資源を活用した新商品等の販路開拓支援に利用できる環境を整備し、オンラインとリアルとの併用などハイブリッドな販路開拓を支援します。

また、引き続き、地域経済への貢献が期待できる中小企業者等の地域資源活用をはじめとする新商品・新サービスの開発や販路開拓、創業、経営革新、人材育成等に関する取組を支援する助成金交付事業を県協会と連携しながら実施してまいります。

更に、実施事業の成果報告会や連絡会議をブロック別、全国ベースで開催し、成果の共有と実施中、実施予定事業の成果の向上に努めてまいります。

Ⅲ. 県協会との連携・協力体制の充実に向けた検討

当協会と県協会との連携・協力体制を更に充実させるため、引き続き、ブロックごとに開催される連絡会議等での意見、情報の交換を通じて検討を深めてまいります。

2021年度収支予算書

2021年4月1日から 2022年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	20,862	20,862	0
基本財産受取利息	20,862	20,862	0
②特定資産運用益	2,333	2,595	△262
中小企業振興事業基金積立資産受取利息	679	698	△19
中小企業施策情報提供事業積立資産受取利息	1	1	0
下請中小企業・小規模事業者等活性化基金積立資産受取利息	2	46	△44
中小企業地域資源活用等促進事業基金積立資産受取利息	29	270	△241
運営強化資金受取利息	1,622	1,580	42
③受取会費	2,000	2,050	△50
賛助会員受取会費	2,000	2,050	△50
④事業収益	340,242	374,083	△33,841
図書等販売収益	3,667	3,143	524
講習会事業収益	13,840	14,640	△800
振興業務関係事業収益	2,261	2,426	△165
事業参加機関事業収益	3,062	3,874	△812
下請かけこみ寺事業収益(相談及びADR業務)	317,412	300,000	17,412
下請かけこみ寺事業収益(取引条件改善業務)	0	50,000	△50,000
⑤受取負担金	36,000	37,000	△1,000
受取負担金	36,000	37,000	△1,000
⑥受取助成金	459,802	457,965	1,837
受取助成金振替額	459,802	457,965	1,837
⑦受取寄付金	55,790	59,077	△3,287
受取寄付金振替額	55,790	59,077	△3,287
経常収益計	917,029	953,632	△36,603
(2) 経常費用			
①事業費	860,801	899,342	△38,541
役員報酬	10,056	10,385	△329
給料手当	246,149	234,295	11,854
臨時雇賃金	28	6,164	△6,136
派遣費	18,342	14,510	3,832
賞与引当金繰入額	1,588	2,391	△803
役員賞与引当金繰入額	611	631	△20
退職給付費用	2,162	946	1,216
役員退職慰労引当金繰入額	867	893	△26
福利厚生費	35,074	33,613	1,461
旅費交通費	22,145	24,514	△2,369
通信運搬費	8,814	12,189	△3,375
減価償却費	1,920	1,842	78
消耗品費	4,137	3,344	793
資料費	2,650	2,504	146
会議費	935	1,676	△741
会場費	3,680	4,680	△1,000
印刷費	4,890	8,294	△3,404
賃借料	20,962	16,229	4,733
光熱水料費	750	1,275	△525
諸謝金	36,246	31,301	4,945
租税公課	12,945	20,236	△7,291
支払助成金	348,639	380,000	△31,361
支払利息	59	89	△30
原稿料	165	312	△147
委託費	73,984	85,349	△11,365
保守料	936	960	△24
振込手数料	896	256	640
雑費	1,171	464	707

(単位:千円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)
②管理費	55,376	53,252	2,124
役員報酬	6,697	6,366	331
給料手当	13,109	14,028	△919
派遣費	6,691	7,208	△517
賞与引当金繰入額	871	877	△6
役員賞与引当金繰入額	408	388	20
退職給付費用	666	803	△137
役員退職慰労引当金繰入額	573	547	26
福利厚生費	3,181	2,554	627
旅費交通費	652	566	86
通信運搬費	166	130	36
減価償却費	458	458	0
消耗品費	1,506	1,150	356
資料費	89	32	57
会議費	61	58	3
会場費	315	315	0
印刷費	472	472	0
賃借料	9,073	9,361	△288
光熱水料費	203	131	72
租税公課	1,268	2	1,266
支払利息	10	10	0
諸謝金	80	80	0
慶弔費	1,100	100	1,000
報償費	507	507	0
報酬料	4,884	4,884	0
会費	30	0	30
委託費	1,809	1,947	△138
保守料	168	84	84
振込手数料	36	10	26
雑費	293	126	167
経常費用計	916,177	952,594	△36,417
当期経常増減額	852	1,038	△186
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	852	1,038	△186
一般正味財産期首残高	446,437	445,399	1,038
一般正味財産期末残高	447,289	446,437	852
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△515,592	△517,042	1,450
一般正味財産への振替額	△515,592	△517,042	1,450
当期指定正味財産増減額	△515,592	△517,042	1,450
指定正味財産期首残高	2,310,441	2,827,483	△517,042
指定正味財産期末残高	1,794,849	2,310,441	△515,592
III 正味財産期末残高	2,242,138	2,756,878	△514,740